

□議員名 笹木慶之

1 直面する行財政課題の対応について

論点	税金等自主財源の大幅な減少が予測される中、すでに、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は98.9%（対前年比6.3%上昇）と硬直化が進み、さらに終息の予測されない新型コロナ禍の影響は、税金の減少と予期できない臨時的経費として大きく申し掛かってきた。恒常化する恐れさえ伺わせる。健全で持続可能な行財政運営をどのように確保していくのか。
回答	本市の財政状況は、高い水準で推移する経常収支比率が示しているように一般財源の多くを人件費や扶助費といった経常的な支出に費やさざるを得ない厳しい状況が続いている。今後は人口減少や高齢化の影響に伴い、税金は減少傾向で推移することが見込まれる一方、歳出においては公債費や社会保障経費等の経常的な支出増が見込まれており、多様化する行財政ニーズに伴う新たな財政需要への対応は、ますます厳しくなることが予測される。また、今年に入り新型コロナが猛威を振るう中、その影響はまだ予断を許さない状況で市税の大幅な減収が見込まれるなど、今後の財政運営に大きな影響を及ぼすことは避けられない状況である。こうした状況を踏まえると、歳入規模に見合った歳出構造への転換は急務である。あらゆる観点から行政の効率化を進めるとともに、事業の選択と集中による歳出改革を加速していくことで将来を見据えた健全で持続可能な行財政運営基盤を確立していきたい。

論点	地方自治体運営の基本原則は“入りを計りて出を制す”であるがそのことをどのように考えているか。
回答	大変難しい問題であるが、入りについては税金が減ることは間違いないし、公債費や社会福祉費の減少はない。しかし、現在入りの減少状況が見えない中にあり、今後しっかり算定した後に選択と集中で支出を抑えていく。

論点	不足する財源は財政調整基金を活用して急場をしのぐことも考えられるが限りがある。悪の連鎖につながらないように早く予測をした対処が必要である。また国は、地方創生臨時交付金の交付を行っているが他の自治体では不適切な使用が問題視されている。本市は大丈夫か。
回答	財政調整基金はこの度の12月補正時点では約34億6千万の残となっており当面これを活用しなければならないかもしれない。地方創生臨時交付金の使途に問題はない。

論点	現時点において、行財政運営の根幹をなす財政計画、あるいは実施計画見直しを余儀なくされていると思うがどう考えているのか。
回答	コロナ禍により財政状況がさらに厳しくなる中、実施計画については、行政評価を踏まえた見直し、協創のまちづくりやコロナ禍により求められている新しい生活様式の実現をふまえたものとなるよう求めている。財政計画についてもその実効性を担保するものとして令和4年度以降の中期基本計画を踏まえた改定を目指しているが、コロナ禍によりこれまでになく不透明な状況であり、国の動向に加えコロナ禍による影響を慎重に見定めながら令和3年度末の改定にむけ取り組んでいる。

## 2 市民に寄り添い「住みよさ」が実感できるまちづくり

論点	新型コロナ感染症の拡大により突然の休校措置、修学旅行等諸行事の変更、自粛等これまでにない対応を余儀なくされた。終息が見えない今日できるだけだけの措置を講じ児童生徒の健全育成に取り組まなければならないが学習面の実績と効果はどうか。
回答	度重なる休校により心配された学習面は、学校行事の精選や夏休みの短縮による授業時間の確保により遅れはない。暑い時期の学習にエアコン設置の教室や給食の提供は有効であった。また、9月から学力向上等支援員の追加配置、その後のGIGAスクール構想事業の取り組みにより緊急時においても学びを止めない学習環境の整備に努めている。

論点	コロナ過の中で制約された環境にあり、体力低下も取りだたされているが、体力面についてはどのような対応をしているか。
回答	外遊びの時間、体育授業の時間確保、体育的行事の計画的実施により体力の維持向上に努めている。

論点	心の落ち込みへの対応は大丈夫か。
回答	週1回の定期的な生活実態調査や教育相談の実施、専門的なカウンセリングなどにより新型コロナウイルスへの不安解消に努めている。また、感染やその疑いによるいじめの防止にも家庭との連携を含め早期対応に努めている。

論点	<p>公共施設の使用料は、使用許可を受けた際に納付しなければならないとされている。このことは、使用料の適正納付のための平常時の措置とすれば妥当であると理解している。</p> <p>しかし、今日のようなコロナ禍において、感染拡大防止策として社会環境の変化により休館等使用制限を余儀なくされる場合を考えた時、公共、公益のための施設使用料の納付は時期を考えるべきではと思うがどうか。公民館条例第8条第2項の適用も併せて伺う。</p>
回答	<p>公民館等が休館となった際の還付処理などで利用者に負担をかけないようにすること、また、一時的に事務が集中し公民館窓口が疲弊しないように事前の準備・配慮を求める質問と理解している。公民館条例第8条で納付時期が定めてあるが、その中で、「市長は公用もしくは公益のため公民館を使用するときその他特別の理由があると認めるときは、使用料を後納させ、または免除することができる」としている。コロナ過でまた一斉休館等が予想されるが、このような場合この規定を当てはめることができるか、他の公共施設への影響も含め考えたい。公民館は地域交流の拠点でもあり、市民により沿ったまちづくりという観点に立ち利用者の利便性を考慮しながら丁寧な対応に努めていきたい。</p>